

熊本県感染症指定医療機関（公的病院等）運営事業費補助金交付要領

（目的及び趣旨）

第1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）に規定される1類感染症、2類感染症、新型インフルエンザ等のまん延を防止するためには、第一種感染症指定医療機関や第二種感染症指定医療機関の医療体制を構築することが重要である。

「公的病院等」が感染症法第38条の規定に基づく「感染症指定医療機関」の指定を受け県内の感染症病床を確保することで、感染症のまん延を防止することを目的として補助金を交付する。

2 この補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（補助金等の交付申請）

第2 要項第3条第1項の交付申請書は、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

2 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、様式第1号によるものとする。

3 要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、次のとおりとする。

- (1) 所要額調書（様式第2号）
- (2) その他参考となる資料

（補助事業等の内容の変更）

第3 要項第5条第2項の事業変更計画書は、様式第1号を準用する。

2 変更収支予算書及びその他必要とする書類は、要項の別記第2号様式及び本要領第2の第3項の規定を準用する。

（申請の取下げ）

第4 要項第6条の申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

（実績報告）

第5 要項第9条第3項の実績報告書の提出期限は、事業の完了の日から1か月を経過した日（規則第5条第1項第1号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認の通知を受理した日から1か月を経過した日）又は補助金の交付決定のあった年度の翌年4月10日のいずれか早い日とする。

2 要項第9条第2項第1号の事業実績書は、様式第3号によるものとする。

3 要項第9条第2項第3号のその他必要と認める書類は次のとおりとする。

- (1) 実績額精算書（様式第4号）
- (2) 契約書、領収書など金額が分かるもの

附 則

この要領は、平成29年3月6日から施行し、平成28年4月1日から適用する。